# 事業継続緊急対策（テレワーク）助成金／申請

（規模に関すること）
●予算規模は何社の想定ですか。
→１社あたりの助成上限額を２５０万円とし、約３，０００社分を予算計上しています 。

（申請・支給決定について）
●支給決定は、申請した順番ですか？
→書類が全て整っている状態（正式受領）のものから審査をし、支給可否を決定します。
そのため、書類不備・不足の状態では審査ができませんので、書類提出にあたっては、十分に内容等をご確認のうえ提出をお願いします。
※正式受領してから支給決定がおりるまでの期間は最長１か月です。
※現在、多くの申請をいただいているため、申請書類の確認に通常より時間を要しておりますので、予めご了承ください。

（助成対象経費について）
●既に購入した機器等は助成対象になりますか？
→助成対象外です。
支給決定日以後に、発注・購入をした機器等が助成対象になります。

●パソコン等の購入にあたって、税込単価 10 万円未満とありますが、税込単価 15 万円の場合は 10 万円まで助成対象になりますか？
→税込単価 1,000 円以上 10 万円未満のパソコン等でない場合、当該品目については全額助成対象になりません。

●機器等をリースする場合、リース金額の上限額はありますか？
→リース金額の上限はありません。
なお、申請頂けるのは、最長３か月分です。
※額の確定時は、実績報告までに支払いが完了している経費が助成対象になります。
※リース対象の機器等の金額制限もありません。

●リモートアクセス等で社内にアクセスする場合、リモートアクセス先となる社内に設置するパソコンは助成対象になりますか？
→テレワーク対象者が社外で利用するための機器等が対象になります。
そのため、社内に設置するパソコンは助成対象になりません。

●パソコンだけの申請でも可能ですか？
→テレワークが可能な環境であることが前提となります。
テレワーク環境構築図でお示しください。

●本社が大阪にあり、支社が東京の場合、大阪のテレワーク環境構築にかかる費用も助成対象になりますか？
→大阪分は助成対象外です。
※助成対象は、テレワーク対象者（申請日時点で都内事業所に所属の常時雇用する労働者（内定者含む）および経営者から選定／雇用保険加入有無は不問）にかかる経費となります。

**（2020TDM 推進プロジェクトの参加について）**

●どうやって参加申し込みをしたらいいですか？
→HP（https://2020tdm.tokyo/）より参加申し込みが可能です。
現在「2020TDM 推進プロジェクト」の登録については、参加申し込みをしてから、ホームページ上に企業名が掲載されるまで、時間を要しています。そのため、本助成金の申請提出書類として『「2020TDM 推進プロジェクト」ホームページの申請者の名称が掲載されているページを印刷したもの』がない場合は、『登録申請時に自動返信されるメールの写し』を同封してください。
※「メールアドレスの認証手続き」案内メールではなく、「登録手続き中」のメールの写しを同封してください。

**（併給について）**

●他の助成金を受給したことがあると申請できませんか？
→本助成金で申請する機器等について、他の助成金を受給する又は受給した場合は本助成金の対象となりません。

**（見積書について）**

●同じ機器で相見積書が取れない場合は、どうしたらいいですか？
→同等の仕様（スペック）のもので相見積書をご提出ください。

●有効期限は、いつ時点で有効のものが必要ですか？
→申請日（書類提出日）時点で有効期限内であることが必要です。
※有効期限の記載がないものは除く。

●見積書には「印」」がないとだめですか？
→経費内訳書の根拠資料となるため、「印」が押印されていない見積書は不可です。
※見積書発行業者から見積書に押印をもらえない場合は、押印しない理由が分かる書類（見積書発行業者の説明文書等）をあわせて提出ください。